

会長専決事項の処理について

中央防災会議運営要領（以下「運営要領」という。）第 5 及び第 6 の規定に基づき、下記のとおり会長専決事項の処理を行ったので、運営要領第 7 の規定に基づき報告する。

令和 7 年 7 月 1 日

中央防災会議 会長 石破 茂

記

件 名	年 月 日	事 項
降積雪期における防災態勢の強化等について	R6.11.29	中央防災会議会長通知「降積雪期における防災態勢の強化等について」を各指定行政機関の長、関係都道府県防災会議会長及び指定公共機関の代表宛通知
	小 計	1 件
融雪出水期における防災態勢の強化について	R7.3.7	中央防災会議会長通知「融雪出水期における防災態勢の強化について」を各指定行政機関の長、関係都道府県防災会議会長及び指定公共機関の代表宛通知
	小 計	1 件
梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について	R7.5.30	中央防災会議会長通知「梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について」を各指定行政機関の長、関係都道府県防災会議会長及び指定公共機関の代表宛通知
	小 計	1 件
地域防災計画の修正について	R6.11.14	北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、和歌山県、島根県、岡山県、香川県、福岡県、佐賀県、熊本県、鹿児島県
	R7.3.24	宮城県、石川県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、広島県、山口県
	小 計	31件
激甚災害の指定	R6.7.11	令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令
	R6.8.28	令和六年六月八日から七月三十日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	R6.10.4	令和六年八月十日から同月十三日までの間の暴風雨による岩手県下閉伊郡岩泉町及び宮古市の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	R6.10.18	令和六年八月二十六日から九月三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	R6.10.18	令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	R6.12.10	令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令
	R7.2.14	令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令
	R7.2.21	令和六年六月八日から七月三十日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令
	R7.2.28	令和六年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	R7.3.18	令和七年二月十九日に発生した大火による岩手県大船渡市の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	R7.4.11	令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令
	小 計	11件
中央防災会議幹事会設置要綱の改正	R7.6.12	中央防災会議幹事会設置要綱の一部改正
	小 計	1 件
合計		46件